

航空法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○ 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）	1
○ 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）（抄）	2
○ 航空法関係手数料令の一部を改正する政令（令和三年政令第三百十七号）（抄）	3

○ 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）（抄）

別表第一（第二条関係）

納付しなければならない者		区分		手数料の額
一～六（略）	七 法第十七条の二 第一項の承認を申請する者	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	十一万二千五百円（電子承認申請の場合にあつては、十一万二千円）
		ロ その他の航空機	ロ その他の航空機	十三万八千二百円（電子承認申請の場合にあつては、十三万七千七百円）
八 法第十七条の二 第三項の承認を申請する者	九 法第十八条第一項の予備品証明を申請する者	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機	七万六千六百円（電子承認申請の場合にあつては、七万二千二百円）
		ロ その他の航空機	ロ その他の航空機	十一万六千六百円（電子承認申請の場合にあつては、十一万二千二百円）
十 法第二十条第一項の事業場の認定を申請する者	イ 初めて認定を申請する場合			六十万四千七百円（電子情報処理組織により認定を申請する場合（以下この号において「電子認定申請の場合」という。）にあつては、六十万四千二百円）

	ロ その他の場合	二十四万三千六百元（電子認定申請の場合にあっては、二十四万三千百円）
備考	<p>一 この表第一号ロに掲げる航空機について法第十七条第一項の修理又は改造をし、当該修理又は改造に係る同項の修理改造検査を受けないで法第十条第一項の耐空証明を受けようとする場合における手数料の額は、同号ロに掲げる額に、この表第六号中欄に掲げる区分に応じ、同号下欄に掲げる額（次号イ又はロに掲げる設計に基づき当該修理又は改造をする場合にあっては、当該額から十三万八千二百円を控除した額）を加算した額とする。</p> <p>二 次に掲げる設計に基づき修理又は改造をする航空機について法第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする場合における手数料の額は、この表第六号に掲げる額から十三万八千二百円を控除した額とする。</p> <p>イ 法第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十七条の二第一項若しくは第三項の承認を受けた設計</p> <p>ロ 法第十七条第一項の国土交通省令で定める輸入した航空機の修理又は改造のための設計</p>	

○ 航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）（抄）

第二条 航空法の一部を次のように改正する。

（略）

第十七条第一項中「（第十八条の予備品証明を受けた予備品を用いてする国土交通省令で定める範囲の修理を除く。）」を削る。

第十八条を削り、第十七条の二を第十八条とする。

（略）

第三百三十五条第五号を削り、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の二中「第十七条の二第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号を同条第四号とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第二条並びに附則第五条、第六条、第十三条及び第十四条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 航空法関係手数料令の一部を改正する政令（令和三年政令第三百十七号）（抄）

航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

（略）

別表第一第一号中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下「電子情報処理組織により」という。）証明を申請する場合（以下「電子証明申請の場合」という。）」を「電子申請による場合」に、「（電子証明申請の）」を「（電子申請による）」に改め、同表第三号中「電子情報処理組織により承認を申請する場合（以下「電子承認申請の場合」という。）」を「電子申請による場合」に、「（電子承認申請の）」を「（電子申請による）」に改め、同表第四号、第五号、第七号及び第八号中「電子承認申請の」を「電子申請による」に改め、同表第九号中「電子証明申請の」を「電子申請による」に改め、同表第十号中「電子情報処理組織により認定を申請する場合（以下この号において「電子認定申請の場合」という。）」を「電子申請による場合」に、「（電子認定申請の）」を「（電子申請による）」に改める。

（略）